

● 厚生労働省指定通信教育 社会福祉施設長資格認定講習課程
● 発行・編集 全国社会福祉協議会 中央福祉学院

学習通信

25A

Vol.4

2025.12.19

学習通信とは?

今回は…

年に4回、課題提出期限の約1カ月前に
必要な注意事項について連絡しています。

- 第4学期の答案提出について
- 第3学期の成績結果について
- 修了の条件および修了証書の作成について
- 次年度への受講継続について

4学期『学習のポイントと課題』 の訂正について

4学期の学習課題に、下記のとおり誤りがありました。謹んでお詫び申しあげますとともに、下線部を読み替えたうえでご解答くださいますようお願いいたします。

障害者福祉論	誤	障害者文化芸術活動推進法により、国及び地方公共団体は、障害者が文化芸術を <u>想像</u> する機会の拡大を図るため、(後略)
	正	障害者文化芸術活動推進法により、国及び地方公共団体は、障害者が文化芸術を <u>創造</u> する機会の拡大を図るため、(後略)
社会学	誤	半構造化インタビューは、質問項目はあらかじめ作成 <u>せれて</u> おらず、(後略)
	正	半構造化インタビューは、質問項目はあらかじめ作成 <u>されて</u> おらず、(後略)

第4学期答案の提出期限は1月31日(土) 消印有効です

第4学期 答案提出期間

1月1日～1月31日

※早めに準備が整っても、答案は所定の提出期間内にご送付いただきますようお願いいたします。

提出科目は次の4科目です

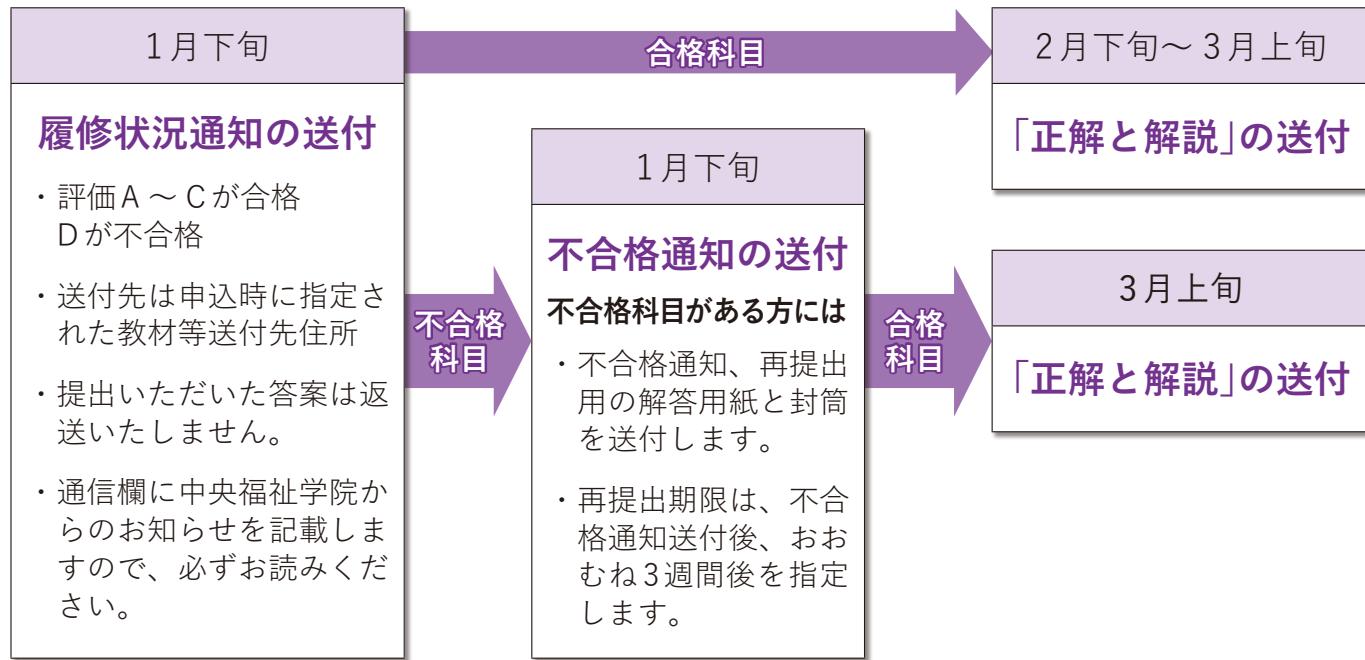
- | | |
|----------|------|
| ◇児童家庭福祉論 | ◇法学 |
| ◇障害者福祉論 | ◇社会学 |

答案提出時の注意点

	○	×
筆記具	・シャーペンや鉛筆で記入	・ボールペンで記入(採点の機械で読み取りがでません)
答案用紙記入	・全ての設間に回答し、学籍番号・氏名・生年月日を記入	・未解答(ノーマーク)、記入漏れ(学籍番号・氏名・生年月日が未記入)
消印日	・1月31日までの消印有効	・2月1日以降の消印(ポスト投函の際、収集時刻をすぎて投函されますと翌日の消印となります)
郵送方法	・普通郵便、または簡易書留・特定記録など(いずれも消印があるもの)	・料金後納、料金別納、メール便、ゆうパックなど(上記は消印がつきません)
提出科目	・4科目まとめて同封して提出 ・控え用にコピーをとってください	・一部の科目だけを提出、科目が不足している(入れ忘れ、コピー機に置き忘れに注意)

第3学期の成績結果の送付について

- **1月下旬**に成績表(履修状況通知)を発送します。
- 成績表が届かない場合は、中央福祉学院 (TEL : 046-858-1355)までご連絡ください。



今後の発送スケジュールについて

今後の発送物の予定は下表のとおりです。修了証書の発送後も発送物があります。

12月	下旬	2学期 正解と解説
1月	下旬	3学期 履修状況通知
2月	下旬	3学期 正解と解説
3月	下旬	4学期 履修状況通知
4月	上旬	修了証書
	下旬	4学期 正解と解説

「社会福祉学習双書2025」に関する誤表記、および補遺に関しては、「全国社会福祉協議会 福祉の本出版目録」ホームページにて随時掲載しております。

■ 社会福祉法人全国社会福祉協議会
福祉の本出版目録 正誤表・補遺 BOX
<https://www.fukushinohon.gr.jp/news/nc10163.html>

修了の条件および修了証書の作成について

修了の条件

本課程では、以下の条件にすべて該当する方に「修了証書」を交付します。

- 1 通信学習の全科目を修了
- 2 スクーリング(集合研修)を修了

氏名に外字 (旧字体や特殊文字) がある場合

常用漢字と外字の違いがわかるように記載し、**2月10日**までに「登録内容変更届」を提出してください。[修了証書の再発行はできません](#)ので、事前にお手続きをお願いいたします。

学習の手引
▶ P.25~P.31

修了見込証明書について

修了見込証明書が必要な場合は、「修了見込証明書交付願」を提出いただく必要があります。交付対象者は、修了テストの受験対象者の要件を満たした「修了見込者」が対象となります。発行は、修了見込者が確定する令和8(2026)年2月20日以降となります。発行には2週間程度を要しますので、ご入用の方はお早目にお手続きください。

学習の手引
▶ P.25

次年度(令和8(2026)年度)への受講継続について

対象者

1年間で本課程を修了できなかった方（未修了科目のある方、集合研修を未修了の方など）は、次年度の同課程に限り1年間受講期間を継続して未修了の科目を受講することができます（本年度すでに継続受講の方は対象外です）。

申請方法

受講期間の継続を希望する場合には、令和8年2月1日から2月末日までに「受講期間継続願」を提出してください。なお、3月以降に未修了が確定した場合には、その時点でお手続きをお取りください。

受講継続料

受講継続料は、「基本継続料金」(21,000円)と「科目受講継続料」(1科目あたり2,400円。集合研修も1科目として扱う)を合算した金額となります。

学習の手引
▶ P.26~P.27

不正な行為 <課題等のインターネットへの掲載等>について

課題や解答をSNS等インターネットへ無断で掲載することは、固く禁じられています。

インターネットへの掲載等を行った場合は、不正扱いとなりますので、くれぐれもご注意ください。また、『学習の手引』17ページに記載のとおり、答案は共同で作成せず個人の責任で作っていただくものです。不正答案とならないよう、お取り組みください。

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
中央福祉学院

〒240-0197
神奈川県三浦郡葉山町上山口
1560-44

TEL : 046-858-1355
FAX : 046-858-1356
HP : <https://www.gakuin.gr.jp/>

学院
HP

